

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約を行っていた
だくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、
ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

手数料などの諸費用について

• 有価証券や金銭のお預かりについては、当行では現在、料金を頂戴していません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

• この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当行では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に
従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券に
ついて、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務で
あり、当行では、債券取引（保護預り）口座もしくは投資信託受益権振替決済口座を設定してい
ただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当行の保護預り規定兼振替決済口座管理規定もしくは投資信託総合取引約款に掲げる事由に該当
した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の申し出があったとき
- お客さまが手数料を支払わないとき
- お客さまについて相続の開始があったとき
- お客さまが法令の変更等に伴う、規定の変更に同意しないとき
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過したとき

当行の概要

（令和7年6月25日現在）

商 号	株式会社高知銀行
代 表 者	取締役頭取 河合 祐子
登 録 番 号	四国財務局長（登金）第8号
本 店 所 在 地	〒780-0834 高知県高知市堺町2番24号
連 絡 先	電話番号：088-822-9311（代表） または、お取引のある本支店にご連絡ください。 平日の午前9時から午後5時まで なお、土曜・日曜・祝日および銀行休業日は受付をいたしておりません。
加 入 協 会	日本証券業協会 一般社団法人全国銀行協会
資 本 金	154億44百万円
主 な 事 業	銀行業務、登録金融機関業務
登録金融機関業務	投資信託窓販業務 公共債窓販およびディーリング業務 有価証券の元引受け業務 金融商品仲介業務
設 立 年 月 日	昭和5年1月20日

ご意見・苦情等窓口

当行に対する ご意見・苦情等 に関するご連絡 窓口	当行に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。 お客さま相談室 電話番号：088-871-1187 平日の午前9時から午後5時まで なお、土曜・日曜・祝日および銀行休業日は受付をいたしておりません。
------------------------------------	---

第三者機関

相談窓口 （公的な第三者 機関であり、当 行の関連法人で はありませ ん。）	• 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 住 所：〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階（全国銀行協会内） 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間：月曜～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日および銀行休業日を除く） • 特定非営利活動法人証券・金融あっせん相談センター 住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日を除く）
金融ADR制度 について	金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて裁判外 手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。 金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金 融商品取引法上の指定紛争解決機関である、上記「一般社団法人全国銀行協会」 または「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター （FINMAC）」を利用することができます。